別添２

労審発１２２２第５９８号
平成２２年１２月２２日

厚 生 労 働 大 臣
細川　律夫　殿

労 働 政 策 審 議 会
会長　諏訪　康雄

平成２２年１２月２２日付け厚生労働省発基安１２２２第１号をもって諮問のあった「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

（別紙）

平成２２年１２月２２日

労働政策審議会
会長　諏訪　康雄　殿

安全衛生分科会
分科会長　相澤　好治

「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び
「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成２２年１２月２２日付け厚生労働省発基安１２２１第１号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。